

南丹市男女共同参画行動計画
ヒアリングシート

I 男女平等の意識づくり

重点課題1 男女共同参画の啓発

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 広報・啓発活動の推進				
1 多様な媒体を利用した情報提供		・広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたんなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。		
	人権政策課			
2 講演会・講座等の開催		・男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間(毎年6月23日から6月29日までの一週間)に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会などを開催します。 ・男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座などを開催します。		
	人権政策課			
(2) 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供				
3 男女共同参画に関する調査・研究		・男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取り組み状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。		
	人権政策課			
4 男女共同参画に関する情報の収集・提供		・国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物などを収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への提供に努めます。		
	人権政策課			

I 男女平等の意識づくり

重点課題2 男女共同参画に関する学習

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 学校等における男女共同参画に関する教育の充実				
5 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進		・「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者(教職員など)の研修機会を提供し、計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。		
	学校教育課			
	幼稚園			
6 男女共同参画教育の推進		・男女共同参画の視点に立った学習資料の作成や地域の人材を活用した教育を積極的に取り入れます。		
	学校教育課			
	幼稚園			
7 性別に捉われない進路・生徒指導の推進		・望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取り組みであるキャリア教育(職場体験活動など)を通じて、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に選択できるよう教育活動を継続して推進します。		
	学校教育課			
	幼稚園			

(2) 家庭における教育の推進				
8 家庭における学習の推進		・家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女平等教育の推進に努めます。		
	社会教育課			
	人権政策課			

I 男女平等の意識づくり

重点課題3 男女の人権の尊重

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) お互いを認め、尊重できる社会意識の醸成				
9 人権啓発の取り組み		・広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたんなどの多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取り組みとして、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会などの啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。		
	各支所			
	人権政策課			
(2) メディアにおける人権尊重				
10 男女共同参画を進めるための表現の浸透		・公的機関の発行する刊行物が男女共同参画の視点から、適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。		
	情報政策課			
11 メディアを正しく読み解く力の養成		・市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うため、学習機会の提供に努めます。		
	人権政策課			

II あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

重点課題1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 家庭生活における男女共同参画の推進				
12 家庭生活における男女平等の推進		・固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事、育児、介護などの家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報などによる啓発に努めます。		
	保健医療課			
(2) 地域社会における男女共同参画の推進				
13 地域活動への男女共同参画の推進		・地域の自主的な取り組みを支援するとともに、男女が共に地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ・自治会やPTAなどの地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り組まれるよう啓発を行います。		
	保健医療課			
(3) 防災・災害復興における男女共同参画の推進				
14 防災活動・災害復興対策への男女共同参画の推進		・家庭や地域、企業などにおける防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時などの初動訓練、救急講習等を実施し、防火、防災・減災対策を推進します。		
	総務課			

II あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

重点課題2 政策・方針決定過程への男女の参画の拡大

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針	%
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進					
15 審議会などへの女性の参画促進		・市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会などにおいて、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用を促進し、男女のバランスの取れた審議会を目指し委員の選出に努めます。また、登用枠の拡大も検討します。			
	監理課				
	教育総務課				
	子育て支援課				
	高齢福祉課				
	社会福祉課				
	人権政策課				
	総務課				
	農業委員会事務局				
	農政課				
	保健医療課				
	地域振興課				
	情報政策課				

16	公募制度の導入促進	・ 市政により一層の民意を反映させるため、審議会などの委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。		
	監理課			
	子育て支援課			
	人権政策課			
	都市計画課			
	地域振興課			
17	女性の地位向上の促進	・ 研修の講師など、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%程度となるよう努めます。		
	子育て支援課			
	人権政策課			
	総務課			
(2) 女性の職域拡大				
18	女性の職域拡大と管理職への登用促進	・ 女性の職域拡大及び能力開発を一層推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。 ・ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。		
	総務課			

II あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

重点課題3 様々な分野への男女共同参画の推進

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 女性のチャレンジ支援の推進				
19 職業能力などを開発するための支援の充実		・女性の職業能力の開発などのため、らら京都や京都ジョブパークとの連携のもと、講座などの開催情報や、起業に関する情報や学習機会を市役所や各支所において提供するとともに相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。		
	人権政策課			
20 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催		・再就職希望者に対し、公共職業安定所など、関係機関との連携のもと、就職活動に関わる情報提供や就職活動セミナーなどを行います。		
	人権政策課			

(2) 女性団体等の活動支援の推進				
21	女性の交流、活動への支援		・広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動と広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。	
		保健医療課		
		人権政策課		
22	男女共同参画推進拠点の確立		・女性団体やグループなどの地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。	
		人権政策課		
(3) 地域おこし、まちづくり、観光への男女共同参画の推進				
23	地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進		・地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。	
		地域振興課		

Ⅲ 労働における男女平等の推進

重点課題1 職場における男女共同参画の推進

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 男女平等の推進				
24 男女雇用機会均等法の周知徹底		・男女雇用機会均等法の周知を図るため、様々な広報媒体を利用した啓発活動に努めます。 ・職場における待遇の改善に向けての啓発を行います。		
	商工観光課			
25 パートタイム労働者などの就業条件の整備		・ポスター、パンフレットなどを利用し、パートタイム労働法改正などの周知を行います。		
	商工観光課			
26 就労や労働に関する相談窓口の充実		・ポスター、広報紙、パンフレットなどを利用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。 ・京都ジョブパークやハローワークなどと連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。		
	商工観光課			
	人権政策課			
27 働く女性への妊娠中・出産後の配慮		・女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。		
	商工観光課			
	人権政策課			
	議会事務局			

Ⅲ 労働における男女平等の推進

重点課題2 仕事と家庭の両立支援

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備				
28 仕事と家庭の両立に向けた意識啓発		・市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。		
	総務課			
	人権政策課			
29 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり		・女性に限らず、男性も育児、介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。		
	総務課			
30 多様な就労形態の普及		・多様な就労形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。 ・多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。		
	人権政策課			

(2) 子育て支援策などの充実				
31	子育て支援の拠点施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の拠点である「子育てすこやかセンター」において、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、保育アドバイザーの設置など、子育てに関する悩みなどの相談に応じ、母親の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。 ・男女問わず働きやすい環境づくりを推進します。 		
	子育て支援課			
	保育所			
32	多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する保護者の就労状況や病気、育児疲れなど、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実し、利用しやすいサービスの充実に努めます。 		
	子育て支援課			
	保育所			
33	子育て支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・育児疲れや子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。 ・ファミリーサポート支援事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の充実を図ります。 		
	子育て支援課			
	保育所			

Ⅲ 労働における男女平等の推進

重点課題3 農林水産業・商工業等の自営業における労働条件の向上

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 方針決定過程への女性の参画促進				
34 家族経営協定の普及		・京都府農業改良普及センターと連携して、全員の自由な意思にもとづいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。		
	農政課			
35 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供		・各関係団体などとの連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会などを行います。		
	農政課			
(2) 就業条件と環境の整備				
36 農業などにおける労働条件の改善のための啓発		・労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、相談体制を整備し、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。		
	農政課			

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

重点課題1 高齢者・障がい者等への支援充実

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 高齢者・障がい者等の社会参画に対する支援				
37 高齢者・障がいの ある人などの生きが いづくりのための支援		・高齢者、障がい者のある人等が住み慣れた地域で、 充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流 活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくり と広報・啓発活動に努めます。		
	高齢福祉課			
	社会教育課			
	社会福祉課			
38 高齢者・障がいの ある人などの就労 支援		・シルバー人材センターを中心とした関係機関と連携 し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした講習 会などの就労促進や、障がい者の自立意欲や能力の向 上を進めるため、就労支援の確立を促します。 ・高齢者雇用対策の推進や、障がい者の就労促進に向 け、企業などへの働きかけや就労情報の提供を行いま す。		
	高齢福祉課			
	社会福祉課			

(2) 高齢者・障がい者など福祉サービスの充実				
39	権利擁護の推進	<p>・判断能力に不安のある高齢者、障がい者などが、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターなどと連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や、市民後見人の育成や成年後見体制の確立について、専門的、継続的な視点から支援及び普及、啓発に努めます。</p>		
	高齢福祉課			
	社会福祉課			
40	各種福祉サービスの充実	<p>・介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がい者などの自立支援に向けての制度の充実を図ります。</p>		
	高齢福祉課			
	社会福祉課			

41	介護に携わる人材の育成	・社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、介護に携わる方の介護に関する知識や技術の取得のための研修会を開催し、人材の確保・資質向上に努めます。		
	高齢福祉課			
42	相談体制の充実	・福祉事務所に配置している専門相談員や、各町ごとに市から委嘱し配置されている相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員）とも連携するなど、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めるとともに、啓発活動も積極的に行います。		
	高齢福祉課			
	社会福祉課			
(3) ひとり親家庭への支援体制の充実				
43	自立促進に向けた支援の充実	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、医療費の助成などの支援を行います。		
	子育て支援課			
44	相談体制の充実	・ひとり親家庭に対して生活に必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。		
	子育て支援課			

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

重点課題2 生涯を通じた健康支援

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 母性健康管理対策の推進				
45 妊娠・出産に関する保健指導の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時などの女性の健康管理のため、妊婦と家族に対する各種支援や母親教室を実施し、妊娠、出産などの正しい知識の普及とその重要性について、妊婦だけでなく夫やその家族にも教育、啓発に努めます。 ・妊娠、出産など、女性の身体的機能について理解を深め、生涯にわたる健康について、女性も男性も自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。 		
	保健医療課			
46 不妊に関する相談などの支援		<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。 		
	保健医療課			

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援				
47	健康づくりのための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。 ・メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を、参加しやすいよう内容や日程を工夫しながら実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。 ・子宮がん、乳がんなどの予防と早期発見の自己検診法を普及し、市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います。 		
	保健医療課			
48	薬物乱用対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物などの乱用、所持で補導される事例が全国的に増加傾向にあるため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している者の早期発見、補導、再乱用防止のための施策などを継続して推進します。 		
	保健医療課			
49	心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職による個別の相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談事業、訪問を継続して実施します。 		
	保健医療課			
	人権政策課			
50	性と生殖に関する意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性も男性も自らが主体的に考えることができるよう、学校などと連携しながら健康教育や啓発を行います。 		
	保健医療課			

IV だれもが安心して暮らせるまちづくり

重点課題3 あらゆる暴力の根絶

担当課：

具体的施策	所管課	施策の内容	回数等	実施状況・課題、今後の方針
(1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発				
51 男女間のあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・啓発紙やフォーラムを通じて暴力防止のための啓発を進めます。また、府や市が行う講座や研修に関する情報提供を行います。 ・ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、啓発を行うとともに、地域の民生児童委員などと連携して被害者の早期発見と未然防止に努めます。 		
	人権政策課			
52 セクシャル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・地域や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。 		
	人権政策課			
(2) 相談支援体制の充実				
53 相談支援体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知のため、市独自のチラシや情報カードの作成を行うとともに、女性相談事業や警察など、関係機関との連携を図り、身近な相談窓口として利用いただけるよう努めます。 		
	人権政策課			
(3) 被害者の保護・自立のための支援				
54 被害者の保護・自立のための支援		<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、各種の支援を行います。 ・ハローワークなどを活用するなど就労に関する情報提供を行います。 ・経済的に困窮する方に対し、適切な制度の運用による支援を行います。 		
	人権政策課			